

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について

(諮問第3146号)

＜ 目 次 ＞

1	諮問書	1
2	概 要	2
3	改正案	13
(参考)		
	・ ガイドライン案	19
	・ 告示案	29

(公印・契印省略)

諮 問 第 3 1 4 6 号

令 和 3 年 11 月 19 日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 川濱 昇 殿

総務大臣 金子 恭之

諮 問 書

「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2021」（令和3年9月公表）を踏まえ、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第26条第1項及び第27条の2の規定による省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を別紙のとおり改正をすることとしたい。

ついては、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信事業法施行規則改正案 (概要)

令和 3 年 1 1 月
総務省総合通信基盤局
消費者行政第一課

- 「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」において、2020年6月より下記検討課題について検討を開始し、2021年9月に報告書を取りまとめた。

構 成 員

新美 育文	弁護士（明治大学名誉教授）（主査）
平野 晋	中央大学国際情報学部教授・学部長（主査代理）
石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事
市川 芳治	慶應義塾大学法科大学院非常勤講師
北 俊一	株式会社野村総合研究所パートナー
木村 たま代	主婦連合会事務局長
黒坂 達也	慶應義塾大学大学院特任准教授
近藤 則子	老テク研究会事務局長
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
西村 暢史	中央大学法学部教授
森 亮二	英知法律事務所 弁護士

＜専門委員（～2021年9月末）＞

有賀 恵美子	明治大学法学部 准教授
大澤 彩	法政大学法学部 教授
齋藤 雅弘	四谷の森法律事務所 弁護士
中込 一洋	司綜合法律事務所 弁護士

＜オブザーバ＞

公正取引委員会、消費者庁、国民生活センター、事業者団体等

今般の検討課題

1. これまでのテーマのフォローアップ

- (1) 手続き時間等の長さへの対応
- (2) 広告表示の適正化
- (3) IoTサービスの進展と消費者保護

2. 新たに追加したテーマ

- (1) 電話勧誘における課題
- (2) ウィズコロナの時代における利用者対応の在り方
- (3) 消費者トラブルの解決に関する更なる手法
 - ① 初期契約解除制度の改善
 - ② 期間拘束契約の在り方
 - ③ 苦情相談の処理の在り方
- (4) 5Gエリアの利用者への訴求
- (5) 販売代理店の在り方

■ 電話勧誘における課題

- 電話勧誘による契約に関し、利用者が電話での説明を求める場合(※)を除き、説明書面を交付の上で契約前の提供条件の説明を行うことを義務化することが適当。

※ 電話による説明を求める理由が次の場合を除く。

- ① 「今、この場で申し込めば安くします。」といった書面交付を求めないことを条件とした利益供与である場合
- ② 電話による方法の利点のみ説明があり書面交付の利点については説明がないといった電気通信事業者等の誘導に起因すると考えられるものである場合

■ ウイズコロナの時代における利用者対応の在り方

- 電気通信事業者に対し、特段の合理的な事情がある場合を除き、利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じなければならないことを義務化することが適当。

■ 期間拘束契約の在り方

- 期間拘束契約について、違約金の上限を1か月分のサービス利用料相当額とするルールの見直しを行うことが適当。
- 工事費など他に転用できない設備に関する費用については、違約金とは別個に求償できるとすることに一定の合理性が認められる。このため、スイッチング円滑化の観点も踏まえて求償できる合理的な範囲をルール化することが適当。

条文案

(提供条件の説明)

第二十二條の二の三 (略)

2 (略)

3 提供条件概要説明は、説明事項等（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあっては、当該電気通信事業者の法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第九項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したとき（利用者が電話によりその意思を表示する場合にあっては、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することを求めたとき（その理由が、書面の交付を求めないことを条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するものであるときを除く。））は、これらの方法によることができる。

一～六 (略) ※

4～6 (略)

※代替的な説明方法：

- ・ 電子メールの送信（一号）
- ・ ウェブページに掲載する方法（二号・三号）
- ・ CD-ROM等の記録媒体を交付する方法（四号）
- ・ ダイレクトメール等広告に表示する方法（五号）
- ・ 電話による方法（六号）

規定の趣旨

- ・ 電話勧誘の場合、利用者が十分な認識のないまま「了解」し、トラブルに繋がる事例が多いことから、これを防止するもの。
- ・ インバウンドの場合も含まれるが、インバウンドであれば、利用者は、通常電話での提供条件説明を求めるはずであり、事業者の営業を不当に制約することにはならないと考えられる。
- ・ 「説明書面の交付に代えて…求めた」と認められるためには、事業者が「書面交付による方法」と「代替的な説明方法」の両方を提示した上で、利用者が「代替的な説明方法」を選択したという状況であることが必要。（この点について事業者が明確に説明できない場合は、「求め」はなかったものとして扱われることとなる。）
- ・ 利用者が代替的な説明方法を求めるよう仕向ける目的で、事業者が次のような行為をすることを防止するもの。
 - ✓ 「今、この場で申し込めば安くします。」といった書面交付の回避を条件とした利益提供の申出をすること
 - ✓ 電話による説明の利点のみを伝え、書面交付の利点を伝えないなど、代替的な説明方法を求めるよう誘導すること

条文案

【新設】

(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為)

第二十二條の二の十三の二 法第二十七條の二第四号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

二 やむを得ない事由がある場合を除き、利用者が電気通信役務（法第二十六條第一項各号に掲げる電気通信役務に限る。）に関する契約（法人契約を除く。）を遅滞なく解除できるようにするための適切な措置を講じないこと。

規定の趣旨

- ・ 災害やシステムトラブルなど予見しがたい突発的な事象が発生した場合等を想定。
- ・ 予見できる事象（例：月末は通常時と比べて解約の申出が増加）については、基本的に「やむを得ない」とは言えないと考えられる。

- ・ 消費者保護ルールが適用される電気通信役務に限定する趣旨。

- ・ 基本的には、ウェブで解約できるようにすることを想定。
- ・ その他の方法としては、次の方法等が想定される。
 - ✓ オペレーターを十分に配置して電話により遅滞なく解約できるようにすること
（「十分か否か」の判断基準は、利用者が契約手続を行う場合と比較して同等に遅滞なく手続を行うことができるか否か。）
 - ✓ 解約の予約を行うこと
- ・ 利用者の意に反して解約を遅延させる行為は、基本的に本規定に違反することとなる。

条文案

【新設】

(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為)

第二十二條の二の十三の二 法第二十七條の二第四號の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

二 電気通信役務（法第二十六條第一項各号に掲げる電気通信役務に限る。）に関する契約（法人契約を除く。）の解除に伴い当該電気通信役務の利用者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を **超える金額を請求すること。**

イ 契約の解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて契約の解除に伴いその提供が中止されたものの **対価に相当する額（ロからトまでに規定する費用に係るものを除く。）** から既に払い込まれた額を除いた額

ロ 契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行つたこと（第二十二條の二の十七第二号において「期間内変更等」という。）を理由として求める違約金その他の経済的な負担（第二十二條の二の十七において「違約金等」という。）に関する定め（以下この号、第二十二條の二の十六第一項第一号及び第二十二條の二の十七第一号において「違約金等の定め」という。）がある場合においては、当該違約金等の定めに基づき請求する当該契約に係る電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて契約の解除に伴いその提供が中止されたものの **一月当たりの料金に相当する額**

規定の趣旨

- 消費者保護ルールが適用される電気通信役務に限定する趣旨。

- イ〜トに掲げられたもの以外の料金（例：契約解除手数料）を請求することは認められない。

- 基本的には、未払いのサービス利用料を想定。
- その他、ロ〜ト以外のものでも合理的に「サービスの対価」と言え（例：特殊工事の費用）、かつ、その額もロ〜トに準じた合理的なものであれば、ここに含まれる。

- 「一月当たりの料金」とは、違約金を設定されているサービスの月額料金を想定。当該サービスの契約解除に伴いオプションの提供も中止され、当該オプションにも違約金が生じる場合には、当該オプションの月額料金を含む。

- 期間限定割引（例：当初半年間は無料）は考慮しないが、契約期間を通して適用されるような割引（例：セット割、学割）は考慮。

条文案

ハ 当該電気通信役務の提供に必要な工事（他に転用できない電気通信設備として総務大臣が別に告示するものに係るものに限り、これに付随するものを含む。ニにおいて同じ。）に通常要する費用（当該費用として利用者に通常請求するものに限る。以下この号において同じ。）の額に、当該電気通信役務の提供が開始された日の属する月から当該電気通信役務の契約の満了の日が属する月までの月数（契約期間の定めがない場合は、当該電気通信役務の提供が開始された日の属する月の翌月から当該電気通信役務の契約の解除の日が属する月までの月数。以下この号において「契約満了月数」という。）から当該電気通信役務の提供が開始された日の属する月の翌月から当該電気通信役務の契約の解除の日が属する月までの月数（以下この号において「契約月数」という。）を控除した月数を契約満了月数で除して得た率又は二十四月から契約月数を控除した月数を二十四月で除して得た率のいずれか高い率を乗じて得た額（当該契約の締結に際して当該工事が行われた場合に限る。）

ニ 当該電気通信役務の契約の解除に際して必要となる工事（利用者の求めに応じて行うものを除く。）に通常要する費用の額に、契約満了月数から契約月数を控除した月数を契約満了月数で除して得た率又は二十四月から契約月数を控除した月数を二十四月で除して得た率のいずれか高い率を乗じて得た額（当該工事を行う場合に限る。）

規定の趣旨

- 固定インターネット接続サービスの開設工事費（引込線等の設置工事等に係る費用に限り、局舎内の工事のみを行った場合の費用を除く。）を想定。
- 工事費用であっても、通常利用者に請求している金額を超えて請求することは認められない。
- 開設工事費として求償できる額は契約期間に応じて低減した額とする趣旨。例えば、24ヵ月契約を3ヵ月目に解約した場合、工事費の $(24-2)/24$ を請求可能。
- 非期間拘束契約や契約期間が2年未満の場合は、24ヵ月契約とみなした額まで求償可能。
- 実際に工事が行われない場合は、請求不可。
- 上記ハと同様、加入者側終端装置や引込線等の撤去工事を想定。
- 撤去時に全額を請求することはスイッチングの阻害要因となるため、利用者の求めにより撤去する場合を除き、開通工事費同様に契約期間に応じて低減させる趣旨。（への除却損についても同様。）
- 実際に工事が行われない場合に撤去費を請求することは不可。

条文案

規定の趣旨

ホ 当該電気通信役務の契約の解除に際して必要となる工事（利用者の求めに応じて行うものに限る。）のために通常要する費用の額（当該工事を行う場合に限る。）

- ・ 引込線の撤去工事を含む、解約時に利用者の求めに応じて行う全ての工事を想定。
- ・ 利用者の希望に基づく工事については、事業者側でコントロールできるものではないため、工事が行われた時点で利用者に全額を求償できるとする趣旨。

ハ 当該電気通信役務の提供に必要な電気通信設備（他に転用できないものとして総務大臣が別に告示するものに限る。）の除却により生じる損失の額に相当する額（当該費用として利用者に通常請求するものに限る。）に、契約満了月数から契約月数を控除した月数を契約満了月数で除して得た率又は二十四月から契約月数を控除した月数を二十四月で除して得た率のいずれか高い率を乗じて得た額

- ・ 他に転用できない設備の除却損についても、利用者に求償できるようにする趣旨。

ト 当該電気通信役務の提供に当たり端末設備その他の物品を利用者に貸与した場合は、当該物品の通常の使用料に相当する額（当該物品が正常に機能しない状態となった場合又は当該物品が返還されない場合にあつては、当該物品の取得のために通常要する価額に相当する額）から既に払い込まれた額を除いた額

- ・ モデムやONU、Wi-Fiルータ、ストラップ、説明書等を想定。

- ・ 壊れた場合。機能に支障のない破損や汚損は含まない。

- ・ 物品ごと（例：説明書のみ不返還の場合、貸与品一式に係る求償は不可）の再調達価額。

条文案

(電気通信事業者の業務に関する規定の準用)

第四十条 (略)

2～4 (略)

5 法第七十三条の三において準用する法第二十七条の二第四号の総務省令で定める行為は、第二十二條の二の十三の二の規定を準用する。

(提供条件の説明)

第二十二條の二の三 (略)

一～七 (略)

八 次に掲げる事項その他の利用者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

イ・ロ (略) ※

ハ 契約の変更又は解除があつた場合において電気通信役務の提供のために電気通信事業者が貸与した端末設備の返還又は引取りに要する経費その他貸与した物品に係る費用を利用者が負担する必要があるときは、その内容

九・十 (略)

2～6 (略)

※説明事項：

- ・ 期間拘束・自動更新等の条件（八号イ）
- ・ 解約時に生じる費用（八号ロ）

規定の趣旨

- ・ ①利用者が遅滞なく解約できるようにするための措置を講じることの義務化及び②期間拘束契約に係る違約金等に関する制限の規定については、届出媒介等業務受託者が媒介して行う場合、当該届出媒介等業務受託者に対しても適用される。

※ 電話勧誘における説明書面を用いた提供条件説明の義務化については、既存の準用規定によりカバーされている。

- ・ 貸与した物品が返却されなかった場合の損害賠償額等を想定。

条文案

(提供条件の説明)

第二十二條の二の三 (略)

2～5 (略)

6 法第二十六條第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結をしようとする場合とする。

一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又は若しくはその営業として締結する契約又は個人である利用者と専らその営業として締結する契約 (営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二條の二の十三第二項第一号及び第二十二條の二の十三の二において「法人契約」という。)

二～五 (略)

規定の趣旨

- 例えば、電気通信事業者と賃貸マンションのオーナーとの間で入居者向けFTTHサービスを契約するといった、個人が専ら「商材」の一部として電気通信役務を契約する場合は、電気通信事業法上の消費者保護ルールを適用する意義に乏しいため、適用除外とする趣旨。
- なお、当該個人が当該電気通信役務を利用する場合は含まれない。また、当該個人自身が料金設定を行って電気通信役務を提供する場合は、当該個人は電気通信事業を営もうとする際の登録又は届出が必要となる。

※法第二十六條第一項ただし書：
契約の内容その他の事情を勘案し、提供条件の概要について利用者に説明しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるもの

条文案

【新設】

附 則 （令和●年●月●●日）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年七月一日から施行する。

（利用者保護に関する規定の適用に関する特例）

2 電気通信事業者が、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に締結されている電気通信役務（法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務に限る。）の提供に関する契約の一部の変更（施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第二十二條の二の十三の二第二号の規定は、適用しない。

3 前項の規定は、届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、「第二十二條の二の十三の二第二号」とあるのは「第四十条第五項において準用する同令第二十二條の二の十三の二第二号」と読み替えるものとする。

規定の趣旨

- 改正省令に適合するためのシステム整備等には一定の期間を要すると考えられることから、準備期間を設けるもの。
- 具体的な期間としては、令和元年事業法改正において公布から施行までの期間が4カ月半であったこと（5月17日公布、10月1日施行）を参考とした。

- MNO等に対する違約金等に係る規制同様、既往契約の範囲内での契約変更や既往契約を更新する契約については、当分の間、期間拘束契約に係る違約金等に関する制限の規定を適用しないこととする。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(提供条件の説明) <u>第二十二條の二の三</u> <u>〔略〕</u> <u>〔一〇七 略〕</u> 八 次に掲げる事項その他の利用者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容 <u>〔イ・ロ 略〕</u> ハ 契約の変更又は解除があつた場合において電気通信役務の提供のために電気通信事業者が貸与した端末設備の返還又は引取りに要する経費その他貸与した物品に係る費用を利用者が負担する必要があるときは、その内容 <u>〔九・十 略〕</u> <u>〔2 略〕</u> 3 提供条件概要説明は、説明事項等（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第九項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することにより了解したとき（利用者が電話によりその意思を表示する場合にあつては、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することと求めたとき（その理由が、書面の交付を求めないことを条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するものであるときを除く。））は、これらの方法によることができる。 <u>〔一〇六 略〕</u> <u>〔4・5 略〕</u> 6 法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結をしよとする場合とする。 一 法人その他の団体である利用者とその営業のために若しくはその営業として締結する契約又は個人である利用者として専らその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二條の二の十三第二項第一号及び第二十二條の二の十三の二において「法人契約」という。） <u>〔二〇五 略〕</u> （利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為） <u>第二十二條の二の十三の二</u> <u>法第二十七條の二第四号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</u> 一 やむを得ない事由がある場合を除き、利用者が電気通信役務（法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務に限る。次号において同じ。）に関する契約（法人契約を除く。次号において同じ。）を遅滞なく解除できるようにするための適切な措置を講じないこと。	(提供条件の説明) <u>第二十二條の二の三</u> <u>〔同上〕</u> <u>〔一〇七 同上〕</u> 八 <u>〔同上〕</u> <u>〔イ・ロ 同上〕</u> ハ 契約の変更又は解除があつた場合において電気通信役務の提供のために電気通信事業者が貸与した端末設備の返還又は引取りに要する経費を利用者が負担する必要があるときは、その内容 <u>〔九・十 同上〕</u> <u>〔2 同上〕</u> 3 提供条件概要説明は、説明事項等（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第九項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することにより了解したときは、これらの方法によることができる。 <u>〔一〇六 同上〕</u> <u>〔4・5 同上〕</u> <u>〔同上〕</u> 6 一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二條の二の十三第三項第一号において「法人契約」という。） <u>〔二〇五 略〕</u> <u>〔新設〕</u>

二 電氣通信役務に関する契約の解除に伴い当該電氣通信役務の利用者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。	イ 契約の解除までに提供された電氣通信役務及び当該電氣通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて契約の解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額（ロからトまでに規定する費用に係るものを除く。）から既に払い込まれた額を除いた額	ロ 契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったこと（第二十二条の二の十七第二号において「期間内変更等」という。）を理由として求める違約金その他の経済的な負担（第二十二条の二の十七において「違約金等」という。）に関する定め（以下この号、第二十二条の二の十六第一号及び第二十二条の二の十七第一号において「違約金等の定め」という。）がある場合においては、当該違約金等の定めに基づき請求する当該契約に係る電氣通信役務及び当該電氣通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて契約の解除に伴いその提供が中止されたものの一月当たりの料金の相当する額	ハ 当該電氣通信役務の提供に必要な工事（他に転用できない電氣通信設備として総務大臣が別に告示するものに係るものに限り、これに付随するものを含む。ニにおいて同じ。）に通常要する費用（当該費用として利用者に通常請求するものに限る。以下この号において同じ。）の額に、当該電氣通信役務の提供が開始された日の属する月から当該電氣通信役務の契約の満了の日が属する月までの月数（契約期間の定めがない場合は、当該電氣通信役務の提供が開始された日の属する月の翌月から当該電氣通信役務の契約の解除の日が属する月までの月数。以下この号において「契約満了月数」という。）から当該電氣通信役務の提供が開始された日の属する月の翌月から当該電氣通信役務の契約の解除の日が属する月までの月数（以下この号において「契約月数」という。）を控除した月数を契約満了月数で除して得た率又は二十四月から契約月数を控除した月数を二十四月で除して得た率のいずれか高い率を乗じて得た額（当該契約の締結に際して当該工事が行われた場合に限る。）	ニ 当該電氣通信役務の契約の解除に際して必要となる工事（利用者の求めに応じて行うものを除く。）に通常要する費用の額に、契約満了月数から契約月数を控除した月数を契約満了月数で除して得た率又は二十四月から契約月数を控除した月数を二十四月で除して得た率のいずれか高い率を乗じて得た額（当該工事をを行う場合に限る。）	ホ 当該電氣通信役務の契約の解除に際して必要となる工事（利用者の求めに応じて行うものに限る。）のために通常要する費用の額（当該工事をを行う場合に限る。）	ヘ 当該電氣通信役務の提供に必要な電氣通信設備（他に転用できないものとして総務大臣が別に告示するものに限る。）の除却により生じる損失の額に相当する額（当該費用として利用者に通常請求するものに限る。）に、契約満了月数から契約月数を控除した月数を
--	--	--	--	---	---	--

契約満了月数で除して得た率又は二十四月から契約月数を控除した月数を二十四月で除して得た率のいずれか高い率を乗じて得た額

ト 当該電気通信役務の提供に当たり端末設備その他の物品を利用者に貸与した場合は、当該物品の通常の使用料に相当する額（当該物品が正常に機能しない状態となった場合又は当該物品が返還されない場合にあっては、当該物品の取得のために通常要する価額に相当する額）から既に払い込まれた額を除いた額

（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供）

第二十二条の二の十六 法第二十七条の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供は、次に掲げる利益の提供とする。

一 移動電気通信役務を継続的に利用すること（移動電気通信役務を継続的に利用することとなることを含み、違約金等の定めのある契約であつて当該違約金等の定めに係る期間が一年以上以下の期間であり、かつ、同一の条件による更新ができないもの（以下この号において「一年以下最低利用期間契約」という。）のみ又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めがない契約のみにより移動電気通信役務を提供している電気通信事業者との間で一年以下最低利用期間契約を締結することを除く。以下この項において「継続利用」という。）及び当該移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備（以下この条において「対象設備」という。）の購入等（購入、賃借その他これらに類する行為をいう。以下この項において同じ。）をすること（当該対象設備の購入等を行うこととなることを含む。次号において同じ。）を条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含み、継続利用に限る。）を条件とする次に掲げる利益の提供

〔一〕略

〔2〕略

（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある料金その他の提供条件）

第二十二条の二の十七 法第二十七条の三第二項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条件は、次のとおりとする。

一 違約金等の定めがある場合において、当該違約金等の定めに係る期間が二年を超える期間であること。

〔二〕六 略

（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）

第四十条 〔略〕

〔2〕4 略

（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供）

第二十二条の二の十六 〔同上〕

一 移動電気通信役務を継続的に利用すること（移動電気通信役務を継続的に利用することとなることを含み、違約金等の定め（次条第一号に規定する違約金等の定めをいう。以下この号において同じ。）のある契約であつて当該違約金等の定めに係る期間が一年以下の期間であり、かつ、同一の条件による更新ができないもの（以下この号において「一年以下最低利用期間契約」という。）のみ又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めがない契約のみにより移動電気通信役務を提供している電気通信事業者との間で一年以下最低利用期間契約を締結することを除く。以下この項において「継続利用」という。）及び当該移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備（以下この条において「対象設備」という。）の購入等（購入、賃借その他これらに類する行為をいう。以下この項において同じ。）をすること（当該対象設備の購入等を行うこととなることを含む。次号において同じ。）を条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含み、継続利用に限る。）を条件とする次に掲げる利益の提供

〔二〕同上

〔2〕同上

（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある料金その他の提供条件）

第二十二条の二の十七 〔同上〕

一 違約金等の定め（契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったこと（次号において「期間内変更等」という。）を理由として求める違約金その他の経済的な負担（以下この条において「違約金等」という。）に関する定めをいう。以下この条において同じ。）がある場合において、当該違約金等の定めに係る期間が二年を超える期間であること。

〔二〕六 同上

（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）

第四十条 〔同上〕

〔2〕4 同上

5 法第七十三條の三において準用する法第二十七條の二第四号の総務省令で定める行為は、第 二十二條の二の十三の二の規定を準用する。	〔新設〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和四年七月一日から施行する。

（利用者保護に関する規定の適用に関する特例）

2 電気通信事業者が、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に締結されている電気通信役務（法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務に限る。）の提供に関する契約の一部の変更（施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができるとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該契約の提供条件において更新することができるとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第二十二條の二の十三の二第二号の規定は、適用しない。

3 前項の規定は、届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、「第二十二條の二の十三の二第二号」とあるのは「第四十條第五項において準用する同令第二十二條の二の十三の二第二号」と読み替えるものとする。

**電気通信事業法の消費者保護ルール
に関するガイドライン改正案
(関係部分抜粋)**

第2章 契約前の説明義務（法第26条（法第73条の3において準用する場合を含む。））関係

第1節 対象範囲

(4) 説明義務が適用されない契約（施行規則第22条の2の3第6項（施行規則第40条第2項において準用する場合を含む。））

(1) で掲げた対象役務の電気通信役務契約であっても、次の契約については、説明義務は適用されない。

① 法人契約（第1号）

本号で規定される「法人契約」とは、次のいずれかの契約をいう。

(ア) 法人その他の団体（法人等）（※）を相手方とする契約であって、営利を目的とする法人等の場合には当該法人等の営業目的で（その営業のために又はその営業として）、営利を目的としない非営利の法人等の場合には当該法人等の事業目的（その事業のために又はその事業として）で締結される契約をいう。

※ 「法人等」には、法人のほか、民法（明治29年法律第89号）上の組合をはじめ、法人格を有しない社団及び財団（権利能力なき社団・財団）、各種の親善・社交等を目的とする団体が含まれる。

すなわち、これらの法人等が営業目的又は事業目的で通常、事業・職務の用に供するために電気通信役務契約を締結する場合は、法人契約として説明義務等の適用除外となる。

他方、法人等の名義の契約であっても、実際には個人の家庭用として電気通信役務が用いられている場合は、法人契約とはならない。

逆に、個人名義であったとしても、個人名義の契約は、基本的には、法人契約に該当しない。すなわち、例えば、小規模な個人事業主は、交渉力及び情報量において電気通信事業者等と格差があると考えられるため、原則として、一般の消費者と同様に扱うこととしている。

ただし、「法人等」には、法人のほか、民法（明治29年法律第89号）上の組合をはじめ、法人格を有しない社団及び財団（権利能力なき社団・財団）、各種の親善・社交等を目的とする団体が含まれ、法人格を有しないマンション管理組合も含まれる。すなわち、契約名義が個人であったとしても、法人格を有しないマンション管理組合のような任意団体が代表者の個人名義を用いてその営業目的又は事業目的で事業目的又は営業目的で電気通信役務契約を契約するとみられる場合は、法人契約に該当する。

(イ)個人を相手方とする契約であって、専ら当該個人の営業として締結される契約

個人を相手方とする契約であっても、専ら当該個人の営業(※)として締結される契約(例:電気通信事業者と賃貸マンションのオーナーとの間で締結される入居者向け FTTH サービスの契約)は、提供される電気通信役務が当該個人の「商材」の一部であり、当該個人を消費者として保護する必要性が低いため、当該契約については、法人契約に含めるものである。

※ 当該個人自身が料金設定を行って電気通信役務を提供する場合は、当該個人は電気通信事業を営もうとする際の登録又は届出が必要となる。

なお、これ以外の個人を相手方とする契約は、営業目的(例:個人事業主が業務上利用するために電気通信役務を契約する場合)又は事業目的(例:個人がボランティア活動など営業ではない目的で電気通信役務を契約する場合)で締結されるものであっても、法人契約に該当しない。これは、個人名義で契約行為を行う者は、たとえ営業目的又は事業目的で契約する場合であっても、交渉力及び情報量において基本的には一般の消費者と変わらないと考えられ、原則として一般の消費者と同様に取り扱うことが適当だからである。

第2節 基本説明事項(施行規則第 22 条の2の3第1項(施行規則第 40 条第1項において準用する場合を含む。))

(10) 契約解除・契約変更の条件等(第8号)

利用者からの申出による契約解除又は契約変更の条件等に関する定めがあるときはその内容の説明が必要であり、具体的に説明が必要となる内容の例は、次のとおりである。

② 解約時に生じる費用

契約解除又は契約変更の場合に違約金その他の債務不履行の場合に債務者が債権者に支払うべきことをあらかじめ約した金銭(名称は問わない。日割り計算されない定額料金を含む。)の支払を必要とする旨を定めているとき(※)は、その旨及びその具体的な金額又は算定方法を説明しなければならない(第8号ロ)。

※ 解約に伴い利用者に請求できる金額には一定の制限がある(第6章第4節(2)参照)。

①及び②は、特に、提供条件が期間拘束・自動更新付きとなっている場合に必ず説明を要するものであり、かつ、その際は、期間拘束・自動更新付きの趣旨(毎回の支払額が廉価である代わりにそうした条件が付される旨)についての一般消費者の理解を形成するため、期間拘束のない料金プラン又は自動更新のない料金プ

ランについても、それらが選択不可能であるなど特段の事情がない限り、紹介することが求められる。

さらに、消費者が光回線終端装置（ONU）、無線LANルーター等を電気通信事業者からレンタルして電気通信役務の提供を受けている場合であって、当該契約の解除又は変更をするときに、（ア）消費者が当該機器等の返却送料等を負担する必要がある旨を定めるときはその旨及び標準的な経費又は算定方法も、（イ）当該機器等が返却されなかった場合等に損害賠償を求めるときはその旨及び物品ごとの請求額も説明しなければならない（第8号ハ）。

第3節 説明方法（施行規則第 22 条の2の3第3項（施行規則第 40 条第1項において準用する場合を含む。））

（3）代替的な説明方法（電磁的方法等）

（2）の方法によらない場合は、電子メール、ウェブページ、ダイレクトメール等の広告の表示、CD-ROM等の記録媒体の送付又は電話による説明が、そうした方法により説明することに利用者が了解したとき、すなわち利用者の意思が確認できたときに限り、認められる。なお、「説明することに利用者が了解したとき」としては、消費者から書面交付による説明に代えて本項各号の方法による説明を自ら積極的に求める請求する場合のほか、電気通信事業者等が書面の交付による説明に代えて本項各号の方法による説明を行うことについて当該消費者の了解の意思表示が明示された場合及び明示がなくとも了解の意思表示があるものと十分に推測される場合が、これに該当する。したがって、例えば消費者側が自らオンライン・サインアップで契約を締結しようとする場合、ダイレクトメール等を見て申込書面を郵送してくる場合や電話で問合せを行う場合には、当該ウェブページやダイレクトメール等に説明事項等を表示する方法により説明する旨を電気通信事業者等が分かりやすく表示してあれば、通常消費者の了解の意思表示があるものと推測される（※）。

※ 代替的方法で説明がされることについての了解の意思表示に関して、多くの消費者と電気通信事業者等の認識が異なりトラブルが生じている場合は、了解が適正に取得されているとは言えない。

ただししかしながら、電気通信事業者等から消費者に電話勧誘を行うなど消費者が意思表示を電話により行う場合には、消費者が単に了解するだけでは代替的方法による説明は認められない。すなわち、電気通信事業者等が書面交付と代替的方法の両方を提示した上で、消費者が代替的方法を自ら積極的に求める場合に限り、代替的方法による説明が可能となる。

しかし、消費者が代替的方法を選択する理由が、①書面交付以外の方法を選択す

ることで電気通信事業者等から利益の供与を受けられることである場合(例:今、この場で申し込めば安くなると言われた。)(※)又は②電気通信事業者の誘導に起因すると考えられるものである場合(例:代替的方法の利点のみ説明があり、書面交付の利点については説明がなかった。)は、代替的方法による説明は認められない。

※ 利益供与が書面交付以外の方法を選択することを直接的な条件にしていない場合であっても、書面交付を選択した場合、結果として当該利益供与を受けることができない場合はこれに該当する。他方、代替的方法によることにより書面交付の場合よりも早期に契約締結が可能なこと自体は、利益供与には該当しない。

なお、消費者が意思表示を電話により行う場合、代替的方法による説明を求める意思があることが明らかである場合(例:利用者が料金プランの変更を行うために自発的にコールセンターに架電する場合)を除き、代替的方法の選択は、極めて例外的に認められるべきものである。

万一電気通信事業者等と消費者との間で認識に齟齬が生じた場合は、事業者において「消費者が自ら積極的に求めた」ことを明確に説明できない限り、消費者からの求めはなかったものとして扱われることとなる。このため、電話勧誘を行う電気通信事業者等においては、勧誘の状況を録音した通話記録を作成するなど、適正でない行為が行われていないことを立証できるようにしておくことが求められる。

場合には、電話により基本説明事項又は変更・更新時の説明事項を告げる方法によることについての子解の意思表示が消費者から明示的になされることが求められる。(具体的には、例えば、説明に先立ち、書面の交付に代えて電話により口頭で説明を行う旨を消費者に告げ、消費者から当該方法による説明に子解する旨の回答を得ることが考えられる。)いずれにせよ、代替的方法で説明がされることについての子解の意思表示に関して多くの消費者と電気通信事業者等の認識が異なりトラブルが生じている場合は、子解が適正に取得されているとは言えない。

各方法の詳細は、次のとおりである。

① ～④ (略)

⑤ 電話による方法(第6号)

電話勧誘等において電話により説明する方法を用いることができるのは採用する場合は、まず、(3)冒頭に記したように、電話により基本説明事項又は変更・更新時の説明事項を告げる方法によることについて消費者が自ら積極的に求める場合に限られるの子解の意思表示が消費者から明示的になされることが求められる。

電話により基本説明事項又は変更・更新時の説明事項を告げる方法による場合、登録番号等を口頭で告げる必要はないが、利用者から登録番号等について説明の求めがあった時は、登録番号等を説明する必要がある。また、利用者が説明を

受けた内容を確認できるようにするため、電話口での説明の後、遅滞なく(少なくとも契約書面の交付までに)、説明書面を交付(送付等)しなければならない。

しかしながら、集中化・一括化の原則に基づく総支払額及び内訳の明示並びに解約時の諸費用の種類の明示((2)①参照)は、説明書面の交付を待たず、契約前に行うことが適切である。このため、電話での説明によりこれを行う場合は、総支払額等の当該事項について、口頭で利用者に伝達するとともに利用者において手元に記録することを依頼する等の方法を採用することが適切である。

なお、電話勧誘において電話(口頭)で利用者から契約の申込み又は承諾を受ける際は、~~そもそも一般的に、契約内容が適切に説明され、かつ、利用者の申込み又は承諾の意思が明確に表示されていることが前提になると考えられるものであるが、説明義務の履行に当たっては、~~利用者に対して、電話(口頭)での申込み又は承諾となる旨の説明も徹底することが求められる。

自動音声等の機械的手段による説明も可能であるが、料金プランの変更などの比較的容易な内容の場合を除き、不明点について質問を受け回答する機会を設ける等、やり取りが一方向にならないよう配慮することが適切である。

第6章 電気通信事業者等の禁止行為（法第27条の2（法第73条の3において準用する場合を含む。））関係

第4節 その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止（施行規則第22条の2の13の2）

電気通信役務の内容、料金等の提供条件等が多様化・複雑化し、その変化も激しく、将来において利用者保護の観点から新たな課題として認識される要因が生じ得ることから、新たに課題となる行為についても迅速・柔軟に対応できるよう、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為を禁止することとしている。（法第27条の2第4号（法第73条の3において準用する場合を含む。））

具体的には、総務省令現時点において、禁止の対象となる行為は総務省令において定められていないが、苦情等の状況を勘案しつつ、対象となる行為の要否について必要に応じて適時適切に検討を行っていく予定である。（1）利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止及び（2）期間拘束契約に係る違約金等の制限が規定されている。

（1）利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止（第1号）

電気通信事業者等は、やむを得ない事由がある場合を除き、利用者が電気通信役務を遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じなければならない（※）。

※ なお、中途解約自体を認めない契約は、適正かつ合理的な理由がない限り、法第29条第1項第12号に該当するものとして業務改善命令の対象となり得る。

①対象範囲

対象役務は、不実告知等の禁止（第1節）の対象役務と同様である。（指定告示第2項から第4項まで。第1章を参照。）

ただし、法人契約（法人その他の団体と営業目的（非営利組織の場合は事業目的）で締結する契約。第2章第1節（4）を参照）は除く。（施行規則第22条の2の13の2（施行規則第40条第5項において準用する場合を含む。））

また、義務の主体は、電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者の両方である。（施行規則第22条の2の13の2（施行規則第40条第5項において準用する場合を含む。））

②「やむを得ない事由」について

「やむを得ない事由」とは、災害やシステムトラブルなど予見しがたい突発的な事象が発生したことにより、一時的に対応できなくなることを指す。したがって、慢性的な人手不足や資金不足等により利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことは、これに当たらない。

③「遅滞なく解除できるようにするための適切な措置」について

「遅滞なく」とは、利用者が解約手続を開始した時点から円滑に終了するまでに通常要する期間を超えないという趣旨である。

そのための適切な措置としては、(ア)ウェブ上で解約できるようにすること、(イ)十分なオペレータを配置した上で電話により解約できるようにすること、(ウ)解約予約を受け付けること等が考えられる。

なお、契約の解除は、契約締結と同様に、電気通信サービスの利用に関する利用者の重要な意思決定であることに鑑みれば、電気通信事業者は、利用者の解約手続が契約締結の手続と同程度に円滑に実施できるような状態を確保しなければならない。したがって、上記(イ)の場合、オペレータを十分に配置しているか否かは、オペレータの対応時間帯や応答率等の面で利用者が契約締結と同程度に円滑に解約を行うことができるかどうか判断基準となる。

また、一般的に、契約締結・解除には、同一の手段が提供されることが適切であると考えられることから、特に、ウェブで契約が可能なサービスの解約については、可能な限りウェブでも可能とすること(解約手続を完結させることが困難な場合は、少なくとも解約の申出(意思表示)を可能とすること)が望ましい。

ウェブで契約可能としている一方でウェブでの解約を認めないことは必ずしも否定されるものではないが、その場合であっても、電気通信事業者においては、ウェブでの契約に準じた体制(解約受付時間帯を同一にすること等)を構築する必要がある。

なお、このほか、解約に当たり、利用者に不利益が生じないように行う必要最小限の情報提供以上のことを利用者の意に反して行うといった利用者の解約を遅延させる行為は、本規定に違反するものである。

(2) 期間拘束契約に係る違約金等の制限(第2号)

電気通信事業者等は、解約に伴い、利用者が支払うべき金額として定める次の①～⑦の額(支払いが遅延した場合は、これに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額)を超える金額を請求してはならない。

ただし、本規定は、既往契約の範囲内での契約変更や更新契約に対しては、当分

の間、適用しない(電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和●年総務省令第●●号))。

本規定の対象範囲は、上記(1)利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止(第1号)と同様である。

①電気通信役務及び付随する有償継続役務の対価(第2号イ)

未払いの利用料金のほか、特殊な事情(例:特殊な建物や地形への対応、正確な工事時刻の指定への対応等)によりごくまれにしか生じない費用についても、「対価」と言える限りは利用者に請求することができる。ただし開設工事費であれば③の開設工事費に準じた形であるなど、合理的な範囲内である必要がある。

②違約金(第2号ロ)

期間拘束契約の違約金については、1月当たりの利用料金相当額を上限として利用者に請求することができる。

「1月当たりの料金」とは、違約金が設定されているサービスの月額料金であり、通話料のように期間拘束に関係しない料金は含まれない。当該サービスの契約解除に伴い、付随する有償継続役務にも違約金が生じる場合には、当該有償継続役務の月額料金を含む。

また、料金の割引については、期間限定割引(例:当初半年間は無料)は考慮しないが、契約期間を通して適用されるような割引(例:セット割、学割、契約期間を超える期間限定割引)は考慮する。

③開設工事費(第2号ハ)

電気通信役務の提供に必要な工事のうち、他に転用できない電気通信設備として総務大臣が告示するもの(引込線等(※))に係る工事(これに付随する工事を含む。)に通常要する費用についても、契約期間(期間の定めがない場合や契約期間が24か月未満の場合は24か月間)に応じて低減した額を上限として利用者に請求することができる。例えば、サービスの契約締結後、3月10日に利用を開始した電気通信役務(拘束期間は2年間)を5月15日に解約した場合、工事費の $(24-2)/24$ を利用者に請求することができる。

※ 引込線、屋内配線、光コンセント、ONUその他これに付属する設備。

ただし、工事費として利用者に通常請求する額が実際の工事費を下回っている場合は、当該通常請求する額が上限となる。また、実際に工事が行われない場合は、工事費を請求することができない。

④撤去工事費(利用者の求めに応じて行うものを除く。)(第2号ニ)

上記③の設備の撤去工事(これに付随する工事を含む。)に要する費用につい

ても利用者に請求することができる。ただし、解約時にこれを一括して利用者に請求することはスイッチングの阻害要因となることから、事業者都合により行う場合については、開設工事費と同様に契約期間(期間の定めがない場合や契約期間が24か月未満の場合は24か月間)に応じて低減した額を上限として利用者に請求することとしている。

⑤撤去工事費等(利用者の求めに応じて行うものに限る。)(第2号ホ)

利用者の希望により行う撤去工事その他の工事については、解約時に明らかになるものであることから、その費用については、解約時に一括して利用者に請求することができることとしている。

⑥除却する設備に係る費用(第2号ヘ)

上記③の設備について、撤去により除却損が生じる場合は、当該損失についても利用者に請求することができる。ただし、解約時にこれを一括して利用者に請求することは、スイッチングの阻害要因となることから、④と同様、契約期間(期間の定めがない場合や契約期間が24か月未満の場合は24か月間)に応じて低減した額を上限として利用者に請求することができることとしている。

⑦貸与した電気通信設備の使用料等(第2号ト)

電気通信サービスの提供に必要な端末設備等を電気通信事業者が利用者に貸与した場合、当該端末設備に係る未払いの使用料も利用者に請求することができる。また、当該端末設備が返却されなかったり、返却されても故障していたりしたとき(機能に支障のない破損や汚損は含まない。)は、当該端末設備の再調達価額相当額を利用者に請求することができる。

ただし、再調達するために必要な費用は、物品毎に算定する必要がある。例えば、説明書のみが返還されなかった場合に、貸与した端末設備に係る費用一式を請求することはできない。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の二の十三の二第二号ハ及びへの規定に基づき、他に転用できない電気通信設備として総務大臣が別に告示するものを次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

1 この告示において使用する用語は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

2 施行規則第二十二條の二の十三の二第二号ハ及びへの規定に基づき総務大臣が別に告示する電気通信設備は、引込線等（固定端末系伝送路設備であつて、端末設備若しくは自営電気通信設備と接続される部分からこれに最も近接する光スプリッタ（光信号の多重分離を行う装置をいう。）その他の電磁波を分岐させ若しくは光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備（固定端末系伝送路設備に接続される端末設備又は自営電気通信設備の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内に設置されるものを除く。）まで又は端末設備若しくは自営電気通信設備と接続される部分からき線点までの間のものをいう。）とする。